山口市介護保険高額介護サービス費受領委任払実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という)第51条 第1項に規定する高額介護サービス費(以下「高額介護サービス費」という。)の 支払いの特例(以下「高額介護サービス費受領委任払」という。)について必要 な事項を定めるものとする。

(高額介護サービス費受領委任払)

第2条 高額介護サービス費受領委任払とは、次条の要件を満たす被保険者が、当該施設サービスに要した費用に係る高額介護サービス費の受領の権限を、当該被保険者が入院又は入所する当該介護保険施設に委任することをいう。

(対象者)

- 第3条 高額介護サービス費受領委任払を受けることができる者は、次のいずれの 要件も満たすものとする。
 - (1) 法第8条第24項に規定する介護保険施設(以下「介護保険施設」という。) において法第48条第1項に規定する施設サービス(以下「施設サービス」という。)を受け、法第51条に規定する高額介護サービス費の給付を受けることができる被保険者であること。
 - (2) 高額介護サービス費に相当する自己負担金の支払が困難であると市長が認める者であること。
 - (3) 同一世帯において、他に法第7条第1項に規定する要介護状態又は同条第2項に規定する要介護状態となるおそれがある者のいない者であること。

(手続)

- 第4条 高額介護サービス費受領委任払を受けようとする者(以下「委任者」という。)又は高額介護サービス費の受領の権限を委任される介護保険施設(以下「受任者」という。)は、介護保険高額介護サービス費受領委任払申請書(様式第1号。以下「受領委任払申請書」という。)に介護保険高額介護サービス費受領委任払契約書(様式第2号。以下「受領委任契約書」という。)の写しを添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、委任者又は受任者(以下「申請者」という。)から前項に規定する受領 委任払申請書が提出されたときは、これを審査し、高額介護サービス費受領委

任払の適用を決定し申請者に通知するものとする。

3 申請者は、前項の高額介護サービス費受領委任払の適用を決定されたときは、 介護保険高額介護サービス費支給申請書(様式第3号。以下「支給申請書」とい う。)に必要事項を記入し、領収済証明書(様式第4号)を添えて市長に提出しな ければならない。

(支払)

第5条 市長は、山口県国民健康保険団体連合会で審査決定された介護給付費の支給額に基づき、被保険者に係る高額介護サービス費の支給を決定したときは、前条第1項の受領委任払申請書及び前条第3項の支給申請書を照合し、当該被保険者に高額介護サービス費支給決定通知書(受領委任払以外の高額介護サービス費支給対象者への通知と同様)で通知するものとする。また、受任者に高額介護サービス費受領委任払支給者一覧表(様式第5号)を送付するとともに、当該高額介護サービス費を支払うものとする。

(適用除外)

第6条 高額介護サービス費受領委任払は、交通事故等の第三者行為による給付と 認められるときは、適用しないものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の山口市介護保険高額介護サービス 費受領委任払実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の 相当規定によりなされたものとみなす。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月30日の翌日から施行する。

介護保険高額介護サービス費受領委任払申請書

以下の利用者について、高額介護サービス費受領委任払を行うことを申請します。

入院・入所中の介護保険	
施設名称及び所在地	
申請者氏名	

1	①申請者記入欄								②山口市記》	入欄					
被	[保	険る	皆番	行	1				被保険者氏名	生年月日			自己負担 上限額		担当者 確認印
										年	月	日			
										年	月	日			
										年	月	日			
										年	月	日			
										年	月	日			
										年	月	日			
										年	月	日			
										年	月	日			

- ※ この申請書を提出される場合、利用者と当該施設サービスの提供を受けた介護保険施設との介護保険高額介護サービス費受領委任払契約書の添付が必要です。
- ※ ②山口市記入欄(太枠内)につきましては、記入しないでください。
- ※ 同一世帯に、要介護認定(要支援認定)を受けている者がいる場合は、申請できません。

(様式第2号)

介護保険高額介護サービス受領委任払契約書

- 第1条 甲は本契約の締結の日以降、乙の施設に入所している間の高額 介護サービス費の受領の権限を乙に委任し、乙はこれを受任するもの とする。
- 第2条 乙は甲より高額介護サービス費の受領の権限を委任している間、 高額介護サービス費の支給に関する申請等の必要な手続きを行うこと ができる。
- 第3条 甲は年度途中で市民税の額に変更があった場合、または世帯構成員の変更を伴う住民票の異動がある場合は、山口市介護保険課にその異動等の内容について連絡しなければならない。
- 第4条 自己負担額等の変更により高額介護サービス費の支給額に変更 があった場合においては、当該変更となった差額について精算するも のとする。
- 第5条 甲と同一世帯において、当介護認定(要支援認定)を受けている者がある場合においては、本契約は効力を失う。

この契約の締結の証として、本書 2 通を作成し、記名押印のうえ、甲と 乙がそれぞれ一通を保管する。

年 月 日

甲 (被保険者住所)

(被保険者氏名)

钔

乙 (介護保険施設所在地)

(介護保険施設名及び代表者氏名)

印

介護保険高額介護サービス費支給申請書(受領委任払用)

年 月分

山口市長	様
女引し田田	彻

入院・入所中の介護保険施設名称及び所在地	申請者	
	•	

申請	者	記入欄									山口市記入欄	
被保	(険:	者番号		被保険者氏名	生年月日			介護保険利用者	利用者支払額	高額介護サービス	支給決定額	確認欄
								一部負担金額		費申請額		
					年	月	日					
					年	月	日					
					年	月	日					
					年	月	日					
					年	月	日					
					年	月	日					
					年	月	日					
					年	月	日					

- ※ 山口市記入欄(太枠内)につきましては、記入しないでください。
- ※ 同一世帯に、要介護認定(要支援認定)を受けている者がいる場合は、申請できません。

◆下記の口座に振り込んでください。

フリガ	ナ				
口座名義					
金融機関名		。 銀行・漁協・信金 労金・農協・商銀	本・支店 ・ 支所 普通・当座・その他	口座番号	

領収済証明書(高額介護サービス費受領委任申請用)

	山口市長	様			(年	月	分)
	利用者氏名							
	項 目	本来受領	すべき利用]者負担額	高額介護サービス	社会福	富祉法人等	手
	火 口	単価	数量	金額	適用後の金額	利用者	新軽減後 <i>0</i>	D金額
	施設サービス費							
介								
護弗								
費								
	計							
	食費							
	居住費							
	日常生活費							
	領 収 額			円				
					-			

	領収年月日	年	月	日
法人名・施設名				印

第		号
年	月	Н

高額介護サービス費受領委任払支給者一覧表

	様
--	---

高額介護サービス費受領委任払の申請について、支給者を以下の通り決定したので通知します。

被保険者番号	被保険者氏名	生年	月日		サービス提供	共月	自己負担上限額	申請額	支給額
		年	月	日	年	月			
		年	月	日	年	月			
		年	月	日	年	月			
		年	月	日	年	月			
		年	月	日	年	月			
		年	月	日	年	月			
		年	月	日	年	月			
		年	月	日	年	月			
		年	月	日	年	月			
		年	月	В	年	月			

振込先

金融機関名	支店	普通・当座	口座番号	
フリガナ	-		-	
口座名義人				